

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2018年10月3日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

（1）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

（2）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4）平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5）その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 180329

国名：エジプト 担当：産業開発・公共政策部

案件名：電力セクター改革アドバイザー（有償勸定技術支援）

1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2018年10月3日から2018年10月9日12：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2018年10月3日から2018年10月9日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2018年10月19日12：00まで
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：11月上旬
- (5) 契約交渉（予定）：11月中旬～11月下旬

2 業務の内容

【事業の背景】

エジプトでは、エネルギー白書（2014年）に基づく電力セクター改革が進行中である。また、同改革と並行して、国産の化石燃料の効率的な利用が課題となっている。そのため、火力発電に依存した電源構成の見直し（再生可能エネルギーの大量導入）や、エネルギー利用効率化（配電ロスの削減）への取り組みが求められている。

JICAは「電力分野での協力を係る日本・エジプト共同イニシアティブ」に沿い、円借款事業として、スマートメーター導入によるエネルギー利用効率化を支援する「配電システム高度化事業」、再生可能エネルギーの導入促進及び蓄電池施設を活用した系統安定化を支援する「ハルガダ太陽光発電事業」を実施中である。

他方で、これら円借款事業の実施機関であるEEHC及び関係機関は、改革によって実現する新たな電気事業制度に対応するための組織改革に加え、再生可能エネルギー発電設備やスマートメーター等の新技術導入に対応するための能力強化が必要となっている。

【業務概要】

業務の目的：電力セクター改革への対応に必要な EEHCの安定供給機能維持・強化、経営・組織改革への助言及び
既往円借款事業によって導入予定の技術についての助言を通して、エジプトにおける効率的かつ安定的な電力供給体制の実現並びに既往円借款事業の円滑な実施及び事業成果の発現に寄与する。

期待される成果：EEHCの経営合理化戦略及び財務基盤強化と中・長期経営及び電力供給計画策定能力支援が実施される。電力セクター改革の中で求められている組織・経営改革をEEHCが適切に実施する。既往円借款事業によって導入予定の機材・施設を活用した系統安定化対策やエネルギー利用効率化策等に関する技術的な助言を行うことにより、これら事業の意義の理解促進を図り、事業の円滑な実施や開発効果発現、これら事業に続く新規有償案件形成を図る。

3 条件等

(1)参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(2)参加の制限

特になし。

4 契約期間（予定）

2018年11月下旬～2020年11月中旬

5 想定人月（予定）

7.10 M/M

以上